

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第99回(平成26年度第2回)川西市建築審査会		
事務局(担当課)		都市整備部まちづくり指導室		
開催日時		平成26年9月17日(水) 午後4時00分～午後5時20分		
開催場所		川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	池田敏雄 木多道宏 室崎千重 常城晋治 末澤雅子		
	その他			
	事務局	河合室長、萩倉主幹、河内副主幹、松岡主査、児玉主任、 白杵主任		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. 議題 ・議案第1号 敷地等と道路との関係に係る許可について ・報告第2号～報告第5号 敷地等と道路との関係に係る許可における 包括同意について 2. その他		
会議結果		・議案第1号 同意 ・報告第2号～報告第5号 了承		

審 議 経 過

開 会	(第99回 建築審査会の開催を宣言) (まちづくり指導室長あいさつ)
事務局	(本日の審査会は現在のところ4名の委員の出席があり、会議は成立することを報告) 会長、審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	本日の審査会は、議案が1件、報告案件が4件あります。 後から遅れて来られる委員がいますので、先に報告案件から進めたいと思います。 それでは、報告案件の説明をお願いします。
事務局	(報告第2号から第5号の説明)
議 長	報告案件の説明について、ご質問はありますか。
委 員	許可条件の道等の幅員の表現について、1幅員の表現の場合と m から m と表現されている場合との違いを教えてください。
事務局	それぞれの場所で道路斜線制限がかかり、幅員が最も狭く厳しい方を表記していましたが、報告第3号のみが表現が違い、今後は狭い方の幅員で統一してまいります。
委 員	それぞれの幅員に対して道路斜線制限がかかるのであれば、表現も m から m とする方がわかり易く望ましいのでは。
委 員	4m以上の幅員がある場合、道路斜線制限は何か影響がありますか。
事務局	道路幅員が4mない場合は、4mとみなして道路斜線制限がかかります。また、道路幅員が異なる場合はそれぞれの幅員で斜線制限がかかります。
委 員	許可条件に容積率制限を満たすこととあるが、道路の幅員による制限を受けない場合も、条件とするのですか。
事務局	従来から踏襲している表現方法となっておりますが、今後検討してまいります。

議 長	他にご質問はありませんか。
委 員	(委員より特に質問なし)
議 長	特にないようですので、報告案件について、審査会として了承いたします。よろしいでしょうか。
委 員	「了承」
議 長	それでは、戻りまして議案第1号について説明をお願いします。
事務局	(議案第1号の説明)
議 長	議案第1号の説明について、ご意見はありますか。
委 員	建替え前と建替え後の戸数は何戸ですか。
事務局	建替え前と建替え後の戸数は、長屋住宅6戸です。
委 員	橙色の道・空地は、2項道路にならなかったのですか。
事務局	古くから道等の形態はありましたが、2項道路とする条件である建ち並びがありませんでした。よって、2項道路の条件を満たしていないので、2項に準ずる扱いの道路となりました。神社に至る南北の2項道路は昭和25年に道の形態があり、建ち並びがありましたので、2項道路となりました。
委 員	申請地の北側は、神社ですか。
事務局	市の浄水場の敷地です。
委 員	橙色の道と緑色の道の違いは何ですか。
事務局	橙色は、過去に確認を下したり、2項に準ずる道路として扱った経過のある場合で、緑は道路でないと扱ったものです。
委 員	構造制限ですが、許可基準の一覧表では準防火仕様としていますが、許可条件では準防火地域内にあるものとしてという表現になっていますが、何故ですか。

事務局	川西市においては準防火地域がないので、このような表現としています。今回の申請の長屋に関しては、兵庫県条例が適用され準防火性能ではなく準耐火建築物となっています。
委員	許可基準一覧表の構造制限は2階以下となっていますが、1階建の場合はどうなりますか。
事務局	2階以下とは、1階建でも同じ構造制限がかかります。
委員	長屋住宅の概念は何ですか。
事務局	長屋住宅と共同住宅の違いは、共用部分があるかないかで、共用部分がないものが長屋住宅となります。
委員	申請建物は、1階2階にそれぞれ何戸ありますか。
事務局	1階は4戸、2階は2戸です。
委員	申請地は、2方向へ通り抜けが可能となっていますが、一方の緑色の道は狭いのではないですか。
事務局	緑色の道・空地の幅員は1.8m以上あります。浄水場の整備のため拡幅され、車両の通行はできませんが歩行者の通行は可能です。
議長	他に質問はありませんか。
委員	(委員より特に意見なし)
議長	他にないようですので、議案第1号について審査会として同意してよろしいでしょうか。
委員	「異議なし」
議長	議案第1号について、同意することといたします。
議長	それでは、1.議題については終了とします。次に、2.その他について、事務局から報告等があればお願いします。
事務局	事務局から、3点ございます。 まず初めに、審査請求がありましたことをご報告させていただきます。平成1

8年5月17日に開催されました第65回建築審査会で審査を行った案件で、却下と審査されました。しかし、請求者の方は不服があり国土交通省に再審査請求を行っておられました。この度、川西市建築審査会と同様、却下という審査結果通知が届きましたのでご報告申し上げます。

平成18年の事ですので、現在内容等確認作業中です。今後、委員のみなさまにご報告すべき事がございましたら、必要に応じて情報提供させていただきます。

2点目は、次回の審査会の開催日の件でございます。10月28日(火)で調整しておりましたが、今のところ案件が出てきておりません。案件がないことを最終確認いたしまして、委員のみなさまに開催しない旨の通知を送付したいと考えております。

3点目は、今後の審査会の開催日についてでございます。何度も開催日の調整をお願いしておりました。その結果、月曜日の午後を基本とさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

11月と12月については、事前に11月25日(火)午前10時30分、12月15日(月)午後3時の開催のご準備を頂ければと思います。本日わかる範囲でご回答いただきますようお願いいたします。

委員

1点目について、川西市審査会が却下した案件を、国に再審査請求がなされていたわけですが、何故今頃になったのでしょうか。

事務局

国に確認いたしましたところ、案件が多いので順番待ちがあり、この度ようやく川西市の案件にたどり着いたとのことでした。

委員

全国審査会長会議で一度市の審査会で審議された事を国に再審査する時代ではないという話がでていました。行政不服審査法が改正になり、改正に向けての審議では、一度再審査請求が削られていたのに最終的には必要ということで追加されていました。

事務局から説明のあった再審査請求について、誰が審査を行っているのですか。国に審査機関があるとは思えないのですが。

事務局

次回までに、国土交通省に審査経過を確認いたします。

議長

3点目の件ですが、11月25日(火)午前開催、12月15日(月)午後の開催でよろしいでしょうか。

また、定例ということで月曜日はどうでしょうか。

委員

第1、第3、第5月曜日は大丈夫です。

議長

では第1か第3月曜日で調整してください。

事務局

具体的な日にちを調整しまして、ご報告いたします。

議長

以上で本日の審査会を閉会します。

閉会 午後 5時20分